

令和 2 年 7 月 3 1 日

○規則

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 0 号

小田原市地域センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地域センター条例施行規則（平成 7 年小田原市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表小田原市川東タウンセンター マロニエの項を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 1 号

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成 2 5 年小田原市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第 7 条第 1 項中「定期の」を削る。

第 1 0 条の見出し中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条中「小規模受水槽水道給水開始届」を「小規模貯水槽水道給水開始届」に改める。

第 1 1 条の見出し及び第 1 2 条（見出しを含む。）中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第 1 3 条の見出し中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条第 1 号から第 4 号までの規定中「受水槽及び高置水槽」を「水槽」に改める。

第 1 4 条中「小規模水道及び小規模受水槽水道立入検査証」を「小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証」に改める。

様式第 1 号から様式第 1 0 号までの規定中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。